平成２７年（フ）第４５号
茨城県高萩市本町３丁目190番地
破産者　大塚　允子
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１０８７号
横浜市鶴見区梶山１丁目29番17号　メゾンヨコヤマ201、開始決定時の住所横浜市鶴見区東寺尾４丁目12番28号　生麦Ｇｅｍｉｎｉ101
破産者　高柳　昭彦（旧姓横田）
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０２号
横浜市青葉区つつじが丘６番地10　センチュリー青葉台壱番館303
破産者　柚木　　裕
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４１８号
横浜市緑区西八朔町763番地３　コーポ和内202号
破産者　高野　哲司
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４３４号
横浜市中区南仲通１丁目13番地　アール・ケープラザ横浜関内916号室
破産者　高橋利喜夫
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４７３号
横浜市南区別所中里台24番９号　メゾンドアンドレスＡ206
破産者　山田　修士
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４７４号
横浜市南区別所中里台24番９号　メゾンドアンドレスＡ206
破産者　山田　千里
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２号
新潟県十日町市高山1360番地１　エンゼル妻有、開始決定時の住所新潟県十日町市春日167番地　末広荘７号室
破産者　藤巻　貴士
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
岐阜県多治見市奥川町18番地の１
破産者　安藤　宏治
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１４号
岐阜県多治見市奥川町18番地の１
破産者　安藤十志惠
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２７１号
愛知県豊田市土橋町４丁目50番地１　サンシャイン八城401号
破産者　インテリア間瀬こと　間瀬　浦人
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
愛知県岡崎市明大寺町字仲ケ入52番地　スリーアイランド　202
破産者　中西　泰彰
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
愛知県豊田市吉原町平子26番地290
破産者　杉浦　英幸
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
兵庫県南あわじ市津井1097番地１
破産者　齋藤　　集
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６８号
広島県大竹市松ケ原町199番地
破産者　新矢　孝子
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１３号
広島市安芸区瀬野西６丁目３番10号
破産者　けんたくん東広島店こと　濱野　千里
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３号
福岡県田川郡福智町金田661番地１
破産者　山科　幸則
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２２６号
熊本市西区池田２丁目８－11　サンハイツ206号室、住民票上の住所熊本市南区野田２丁目30番31号
破産者　大城　克己
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８６号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉３丁目１番25号
破産者　幕田マリオこと　ＭＡＫＵＤＡ　ＭＡＲＩＯ
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部